御所野遺跡の世界文化遺産登録推進イメージキャラクターデザイン使用規定

　（目的）

第１条　この規定は、御所野遺跡の世界遺産登録推進イメージキャラクターデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この規定において、デザインとは別添デザインガイドラインにより定められたものをいう。

（使用承認の申請）

第３条　デザインを使用しようとする者は、あらかじめ御所野遺跡の世界文化遺産登録推進イメージキャラクターデザイン使用申請書（様式第１号）に必要書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　町及び町職員がその業務の目的で使用するとき。

(2)　学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。

　(3)　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

　(4)　その他町長が適当と認めたとき。

　（使用承認）

第４条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

(1)　キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。

(2)　法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3)　特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を

与え、または与える恐れのあるとき。

　(4)　不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

　(5)　自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

　(6)　町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

　(7)　キャラクターを正しい使用方法によって使用しないとき。

　(8)　その他承認することが不適当と認められるとき。

２　町長は、前項の規定によりデザインの使用を承認したときは、御所野遺跡の世界文化遺産登録推進イメージキャラクターデザイン使用承認通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定によりデザインの使用を承認しないときは、御所野遺跡の世界文化遺産登録推進イメージキャラクターデザイン使用不承認通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（使用料）

第５条　キャラクターの使用料は、無料とする。

　（使用承認期間）

第６条　使用承認期間は、承認日から起算して１年を経過する日以後の最初の３月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

　（使用上の遵守事項）

第７条　デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)　使用承認を受けた目的及び用途のみに使用し、別紙デザインガイドラインに従うこと。

　(2)　キャラクターのイメージ、信用性を損なうことがないよう適正に使用すること。

　(3)　使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

　(4)　商標登録出願は行わないこと。

　(5)　商品等は、完成後に速やかに町長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

　(6)　その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用承認の取消し）

第８条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

　(1)　この規定に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

　(2)　偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

　(3)　前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、御所野遺跡の世界文化遺産登録推進イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　前項の通知を受けた使用者は、直ちに使用を中止しなければならない。

４　町長は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

　（デザインに関する権利）

第９条　デザインに関する一切の権利は、町長に属する。

２　使用者は、デザインについて知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

　（損害賠償）

第10条　使用者は、その使用により町に損害を生じさせたときは、その損害額を賠償しなければならない。

　（責任の制限）

第11条　使用者が、その使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

附　則

この規定は、平成27年８月11日から施行する。